

# 結

ゆい

ATU（全トヨタ労働組合）10周年を祝う!

9月2日（日）刈谷市内で10周年を祝う組合員、サポーターの集会に出席しました。2006年1月、組合結成後トヨタ、デンソー、アイシン、ジェイテクト4社を訪ね通告と団体交渉の申し入れ、4つの労働組合には脱退届を出しました。トヨタ自動車労働組合は「基本的な考え方が全く違う組織」と緊急メッセージを出し組合員に組織防衛を呼びかけました。彼らは「組合員個人の問題は扱わない」と公言、「労使宣言」を出して経営の片方を担うことに重点を移しました。刈谷駅頭のATU宣伝では毎回3000枚ほどのチラシが受け取られます。トヨタと向き合うATUは労働者の間で期待が高まっています。 近森 泰彦

2016年11月3日 編集「結」編集委員会 発行：ユニオンと連帯する市民の会

第7号



## 写真説明

左上：トヨタ総行動風景

左下：フィリピントヨタ愛知行動

右上：10.19デモ行進

右下：10.19デモ集会

- 全トヨタ労働組合結成10周年を迎えて……………若月 忠夫…………… 2
- NPO 法人 健康センター 第26期総会 ……………鈴木 明男…………… 3
- 秘密の海で働くということ……………柿山 朗…………… 4～5
- 戦争は労働ですか 徴用令書から公用令書へ ……………木村 直樹…………… 6～7
- 駅のホームに可動式ホーム柵の設置を!!……………牧野 三枝子…………… 8
- 新日鉄住金 名古屋製鉄所 黒煙問題は終わったのか……………植木 日出男…………… 9～10
- 「労働問題研究から見える労働者の現状」……………柿山 朗…………… 11
- 戦争法強行から1年、全印総連が産別統一ストライキ行動……………柿山 朗…………… 12～13
- あいちキャラバン2016報告集……………近森 泰彦…………… 13
- 無謀! 関西電力高浜1, 2号機寿命延長20年……………近森 泰彦…………… 14
- 長時間労働規制の法律をつくれ!……………近森 泰彦…………… 15～16
- 労働裁判 その現状(デンソー裁判) ……………植木 日出男…………… 16

# 全トヨタ労働組合結成10周年を迎えて

今日まで関わり支えてくれました、すべての皆さんに心から感謝とお礼を申し上げます。

全トヨタ労働組合は、2006年（H18）1月22日に産声を上げてから今年（2016年）で10年を迎えました。



「トヨタ・関連企業で働くすべての労働者の皆さん……」ではじまる「結成宣言」はトヨタ関連で働く23万人余の皆さんに呼び掛けたものです。トヨタ系企業内には、企業の支配介入がおよぶ企業内組合が存在しております。なぜ新たに労働組合を立ち上げなければならなかったのか、大きな労働争議があったわけではありません。

企業内組合は「働く者の生活と権利」を守ることや、困っている労働者を救済するどころか、会社と一体となって労働者を過酷な「長時間過密労働」に駆り立てている現実があり、職場の仲間は会社のために疲労困憊でも働き続けなければならず、自らの生きる力を失い「カローシ」や「じさつ」の道を選ばなければならない仲間が多数存在するのです。

また、雇用形態の破壊で正社員が当たり前の雇用から、低賃金でいつ首切られるかわからない不安定雇用の非正規労働者が職場にあふれる現象に激変してきました。

労働組合が同僚を犠牲にしてまでも、企業の利益第一主義を手助けする方針を見て私たちは黙って見過ごすわけにはいきませんでした。そんな思いを持つ仲間が企業の枠を超えて議論し、あるべき姿をさぐりたどり着いたのが、ユニオンショップ制で強制加入の労働組合でなく、自ら自由に選択できる労

全トヨタ労働組合 執行委員長 若月 忠夫

働組合であり、「働く者の生活と権利を守る」ことに真剣に取り組む「本当の労働組合」を創ることだったのです。

そして10年、全トヨタ労働組合は職場にこそ要求があり闘いがある、「一人はみんなのために、みんなは一人のために」を理念に歩んできました。何ができたのか、2006年トヨタ社員の過労死労災認定裁判を支援し全面勝利をしました。また2007年には、デンソー社員が「病気になり会社を休職したのは会社に責任がある」と損害賠償裁判を全面支援して勝利しました。

さらに2009年には、ジェイテクト社員が「病気になったのは会社に責任があり、休職満了で首を切るべきでない」として地位保全裁判を全面支援して支えてきました。

そして2010年には、アイシン機工で働く労働者の「地位確認」「労災認定」の2つの裁判も全面支援で闘い支えてきました。いずれも企業内労働組合は組合員なのに「個別問題は取り組まない」などと、にべもなく突き放し精神的苦痛を与えたのです。

こうした労働者を組織的に支えてきたのが全トヨタ労働組合です。

これからも「一人はみんなのために、みんなは一人のために」の理念を肝に銘じ、労働者と社会に頼れる労働組合として働いてまいります。

ありがとうございました



# NPO 法人 健康センター 第 26 期総会

事務局長 鈴木 明男

愛知健康センターは 8 月 27 日、労働会館で第 26 回目の総会を開きました。

総会の開催にあたり神奈川の障がい者施設での殺人事件の被害者と東京・地下鉄銀座線のホームから転落死した被災者、さらにこの一年間に労災死亡された人たちに黙とうを行いました。

第一部は「ワタミの過労死事件と労働組合の取り組み」について全国一般東京東部労働組合の須田光照書記長を招き記念講演をしました。須田氏のご遺族を組合員として迎え、銭で解決を急ぐワタミの姿勢を糾弾。美菜さんが自死した原因の追及に徹して団体交渉を繰り返したこと。2013 年の参院選では自民党本部前で「渡辺美樹を公認するな」の大集会を行うなど、労組活動の真髄を語りました。

第二部ははじめに猿田正機理事長と副理事長 3 氏のあいさつを受けました。猿田氏はワタミの労務政策はトヨタと酷似であると感想を述べた後、弱者のいじめや排除でなく、連帯の力で個人を大切にしよう。倒れる前に立ち上がろうと呼びかけました。全国センターと東京社会医学研究所を兼務している佐々木昭三氏は労安法を組合活動に生かそう。労働時間の規制強化インターバルの制度の導入など社会的・法的規制を訴えました。過労死弁護団の岩井羊一弁護士から労働運動は労働者と使用者側のせめぎ合いだ、一つ一つ勝ち抜くために集会、支援、交渉など過労死のなくなる方向に力を合わせようと語りかけました。知崎広二氏から愛労連は過去最高の組織、7 万人への回復を目指す中で、子育てする最低生計費を調査した結果、30 代で 570 万円、40 代で 650 万円、50 代で 840 万円が必要と報告されました。

あいさつの後、猿田理事長から公務災害認定を勝ち取った山田さんに感謝状と記念品が手渡されました。

審議では愛知センターの 25 期の活動報告と 26 期の方針案等の提案がありました。

討論では

- ① 名古屋市立中学校では「部活動は業務でない」と声を上げて取り組みを進めていること。この

春、新任の教員の中には最多で 197 時間の「残業」をしたという実態を取り上げた朝日新聞を示し、長時間労働の規制を訴えました。

- ② 医療職場からは深夜勤務の改善などに取り組んで組合員を拡大した報告とインターバルの必要性を強調しました。
- ③ 愛知視覚障がい者協議会からは「鉄道駅ホームの可動柵の設置」運動の取り組みが待ったなしと訴えられました。
- ④ 終結した新日鉄住金の人権裁判で原告から支援の御礼と、製鉄所から出る粉塵の飛散防止を求める東海市の住民組織の取り組みで韓国の現代製鉄所へ 13 名が訪問した報告がありました。製鉄所では粉塵を出さない密閉式の貯蔵庫・熱間圧延工場などの見学と併せて、公害反対運動をしている近隣住民の皆さんと交流会を行ったことが報告されました。
- ⑤ シールズ東海やエキタスの若者たちと健康センターとの交流が始まり、年会誌や「いのちと健康ニュース」に若者たちが登場するようになったと報告がされました。
- ⑥ 恒例となっている「名古屋過労死を考える家族の会」の出席者が前に並んでそれぞれ支援を訴えました。

また、特別決議として「鉄道駅にホーム柵の設置」「労働者をうつ病にして解雇」をと指南した木全社労士に厳正な処分を求める決議を採択しました。総会ではすべての議案を採択。理事長は猿田正機氏、事務局長は鈴木明男氏、全国センター理事を兼務した吉川正春氏は事務局次長にそれぞれ再任。新たに高垣英明氏が事務局次長に選ばれ 2 人となり。松本直子氏が事務局員に加わり事務局は 18 名体制となりました。

総会を記念して過労死防止の取り組みを扱っ



た「健康センターものがたり」(宮崎・今枝共著)と「いのちと健康愛知 2017 年会誌」が発行され、総会には 70 名が出席されました。

# 秘密の海で働くということ

柿山 朗

## ○日昇丸の衝突の当て逃げ犯は米原潜

貨物船・日昇丸(乗組員15名・2350総トン)は、神戸から上海に向けて航行していた。1981年4月9日午前10時30分頃、鹿児島県甕島列島沖を航行中、突然グアグアという異音と同時に強烈な衝撃を受け、左舷側が急激に持ち上がった。前進行脚が瞬時にして止まり、主機関と船内電源が同時に止まった。先ず3番船倉と機関室の外板が破れ船体は海水で溢れ、急激に傾斜する。甲板にも亀裂が走り、海水が噴き出す中、乗組員は退船のためのゴムボートへ走った。10時45分、日昇丸は船尾から沈没し、乗組員は、落下時の衝撃で底の抜けたゴムボートで脱出した。15分後2隻のゴムボートが接近したためロープで互いを固縛するが、野口船長と松野下一航士の2名は、行方不明となっていた。翌10日の午前5時、ゴムボートで漂流中の13名は海上自衛隊の護衛艦「あきぐも」に救出された。事故発生から35時間後、在日米国大使館は外務省に対して、衝突したのは米国の原潜(原子力潜水艦)「ジョージワシントン」と通告。沈没から12日経った4月21日、行方不明の船長と一航士の漂流遺体が屋久島の海岸で発見された。



## ○日昇丸事件の謎と疑惑

① 海難事故が発生したら、人命救助が最優先というのは国際法でも定められている。まして「同盟国」の船員と船舶である。衝突して沈没した相手船に対して、なぜ救助もせず見捨てて関係機関への連絡を怠ったか。船員たちは海に飛び込む際も、至近に潜水艦と哨戒機P3Cを目撃している。

② 13名の乗組員は、漂流中に何度かドローンとかシュルシュルという水中音を聞いている。片山二航士は「自分ら生存者を殺そうとしているのではないかと、恐怖を覚えた」と証言している。他の乗組員も次のように証言する。

「アメリカがもっと早く連絡してくれていたら、船長や一航士も生きていたかもしれない」「救助が遅れたのは死んでくれるのを待っていたのではないかと。全員が死んでいたらこれで終わり。バンザイということになる」「2、3人生き残って証言してももみ消されるだろう。13人が生き残って同じ証言をしたから米軍や政府はどうしようもなくなったのだろうと思う。事故をもみ消そうとしていたんだ。それははっきりしている」

③ 浮上した原潜を見た乗組員たちは「原潜の司令塔には翼がなかった」と証言しスケッチまでしている。だが米国側は衝突した艦船は、翼のある秘匿の必要性の薄い旧式の戦略ミサイル搭載の「ジョージワシントン」と艦名を公表、乗組員の証言を否定した。

④ ゴムボートで漂流した乗組員は、衝突地点から北東へ流され救助された。だが、二人の遺体は逆に南の屋久島付近で発見されている。黒潮から別れた付近の潮流は対馬海流となり、北へ流れるのが一般的な流向の筈である。

⑤ 最初に救助した自衛艦「あきぐも」の行動も不可解である。防衛庁(当時)は『23護衛隊「あおくも」「あきぐも」の2隻は奄美大島の古仁屋からの訓練航海の帰途、事故から10数時間後たまたま通りかかって救命ボートを発見した』と発表。これは、米軍からの通報、連絡を暗に否定しているが、同艦の隊員は日昇丸の乗組員との雑談の中で、米側から「連絡があった」と漏らしている。当時付近海域で非公表の日米合同軍事訓練が行われていたのではないかと。

⑥ 死亡診断書は「死亡原因不明」とし、死亡推定時刻を衝突から15分後とした。これだけ世間

の注目を浴びた事件にも拘らず、死体は解剖されていない。12日間漂流したにも拘らず、遺体に腐乱はなく水は全く飲んでなかった、といわれる。救命胴衣を着け、12日間も漂流すると、首から上に日焼けの跡があるはずだが、遺体に対面した人たちは「予想外にきれいだった」と証言している。死亡した2人は右利きでいつも腕時計は左手。発見されたときは右手に埋めてあったという。

日昇丸衝突事件は、依然多くの謎と疑惑に包まれたままである。

### ○急いだ秘密裏の決着

日昇丸衝突事故は、「海難審判法」に基き本来は日本の海難審判で究明されるべきであったが、当初から日本政府は消極的であった。「公海上でおきた事故であり、日本はとやかく言う立場にない」（伊東外相）。「秘密保持に日本政府が協力するのも我が国の安全のためになる」（岡崎参事官）。事故原因も損害補償も秘密のまま幕引きを急いだ背景にはライシャワー元駐日大使による核積載艦艇の日本寄港の証言があり、日米同盟関係が微妙な時期であったこと。非核3原則を国是とする日本国民への配慮があった、とされる。

日昇丸の乗組員は殆どが期間雇用船員（乗船中のみ雇用。下船後は失業）であった。脱日本人船員政策が始まるこの時期、真っ先に海上職場を追われたのは日昇丸のような「近海船乗り」の船員たちだった。自衛艦「あきぐも」に救出された彼らは、上陸地の鹿児島県串木野から故郷へ帰る汽車賃も、濡れて破れた衣服の着替えも会社へ無心して遣り繰りしたという。

病弱の身で、二人の幼子を抱える松野下一航士の妻ルミさんは、次のような手紙を寄せている。

『主人は慎重な性格で、考えて行動する人でした。台風とか時化による事故なら、私も船員の妻として納得できたし、主人自身も海の男としてかねてより覚悟はできていたと思います。それが、思いもかけ

ぬ原潜による当て逃げによって死亡するなんて、夢にも考えられないことでした。主人の無念さを思うと胸が張り裂けそうです。それでも私たち3人は生活していかなばなりません。こういう事故は二度とご免です。私たち家族から小さな幸せを奪った原潜を心から憎みます』。

死亡した船員二人も残された遺族も、救助された乗組員も哀れでならない。秘密の海は理不尽さにみちているのである。

### ○日米軍事一体化と海上の安全

原潜事故の例は日昇丸事件ばかりではない。2001年2月10日、ハワイのオアフ島沖を航行中の愛媛県立宇和島水産高校の実習船・えひめ丸（乗組員35名・499総トン）は、突然浮上してきた米国海軍のロサンゼルス級攻撃型原子力潜水艦「グリーンビル」に衝突された。「グリーンビル」は、軍事予算を獲得するため、民間人サービスの一環として16名の招待客を乗せて「体験航海」を実施中で、招待客を楽しませるために、急速潜航と急速浮上を繰り返していたことが判明している。この事故で実習生4名、教官2名、船員3名が死亡。8名の遺体は行方不明者の家族の強い要望で後に回収されたが、1名は深い海底に取り残されたままである。

2007年1月8日、ホルムズ海峡南部で、川崎汽船所有の超大型原油タンカー「最上川」（30万載荷重量トン、日本人8名とフィリピン人16名が乗組）と米海軍の原潜「ニューポート・ニューズ」が衝突した。原潜は船籍も船名も告げずに2回にわたって、「緊急なアシストは必要か」と聞いてきただけだったという。

米原潜の事故の特徴は、原潜は世界中の海を縦横無尽に航行し、水中に姿を隠して敵と対峙するため、艦の動静や参加作戦など殆どが秘密とされる。たとえ原子炉の損壊事故が発生しても真実が明らかにされることはない。

今後、集団的自衛権の発動に伴い日米の軍事一体化がさらに進むと、海の上が更に機密のベールで覆われることは間違いない。闇は一層深まり、秘密の海で働く船員の命はさらに危険に晒されるだろう。

# 戦争は労働ですか 徴用令書から公用令書へ

木村 直樹

富嶋照通さん（1926年生まれ）が現代史家の佐藤明夫さん（『戦争動員と抵抗』の著者）の取材に応じて「昭和16年の夏に、半田国民勤労働員署から徴用令書が届き、一週間後には大同製鋼星崎工場に勤務せよという命令でしたから驚きました。徴用令は「赤紙」（軍隊召集令状）に対して「白紙」といわれ、絶対の命令でした。ただ、その頃はまだまだあまり実施されてなく、私たちへの令状が早い事例だと思います。太平洋戦争の直前で、軍への大動員が始まり、鉄鋼生産の拡大も要求されたので、労働力の補充と拡大が必要だったのでしょうか」（「半田・戦争を記録する会通信」No.65）と語られた。

この「徴用令書」は1938年4月1日に公布された「国家総動員法」に続いて、1939年7月8日に公布された「国民徴用令」に拠るものであるが、これは戦中の話だとすると大間違い、すでに有事法制に「国民保護」という名のもとに動員が準備されている。



応徴士記章(「暮しの手帖」96,1968年)

2003年6月、有事法制関連3法の（武力攻撃事態対処法、改正自衛隊法、改正安全保障会議設置法）の一つとして、自衛隊法が改正された。第103条に変更が加わり、「施設の管理」、「土地または家屋の使用」、「物資の使用」、「取扱物資の保管命令」、「物資の収用」、「業務従事命令」、「立木の移転または処分」、「家屋の形状の変更」など、防衛出動命令が下令された場合に、「都道府県知事は、政令で定めるところにより公用令書を交付して行わなければならない」とされ、さらに2003年10月8日公布施行された「自衛隊法施行令」の改正で具体化されたこの「公用令書」のことを、松尾高志さんの『同盟変革 日米軍事体制の近未来』（日本評論社、

2008年）で具体的に知ったときは驚いた。「武力攻撃事態対処法」の方に目を奪われていた。

その上、2004年9月7日、国民保護法制整備本部会議で有事の際に協力をもとめる「指定公共機関」160法人を選び、武力攻撃事態対処法施行令の改正を9月10日閣議決定した。この「指定公共機関」は武力攻撃事態対処法第2条第5号で「独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び、電気、ガス、輸送、その他の法人で、政令で定めるもの」と定義された。

「国民保護」という名分があるだけでなく、機関や企業を通して「業務従事命令」が職員や従事者あるいは労働者に届くと、それをどう断ることがきるだろうか。1956年、米軍から朝鮮海峡に海底ケーブルを敷設する作業を要請された電電公社の千代田丸の船員たちは危険を避ける決断をし、出航拒否指令を出した全電通本社支部の幹部3人が解雇された。長い裁判闘争ののち最高裁判決は「現実に米海軍艦艇による警護が付されたこと自体、この危険が単なる想像上のものでないことを端的に物語るものといわなければならない」（1968年）として解雇無効を示した。原告の一人野崎咲夫さんは「労働力は売っても、いのちは売ってない」（吉田敏浩『民間人も「戦地」へ』岩波書店、2003年）と明快に法理を語る。現行の労働契約法第5条でも「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする」などを根拠に命令を拒否できる。

また2004年という年には武器輸出三原則を外す動きが経団連中心にイラク戦争を利用して加速した。実際に戦地には石川島播磨重工、三菱重工などの民間技術者が116人ほど派遣された。戦争法以前に有事法制、テロ特措法、イラク特措法と積み重ねられた上での実態である。

特に、自衛隊法の103条では、「施設の管理」として「管理する施設の所在する場所及び管理する期間」とだけあり、意味のないようなものとしがち

であるが、広域な内容を曖昧な普通名詞で括ると、逆にあらゆるものに応用できるので注意しなければならない。ここでいう「施設」は1981年の中間報告「有事法制の研究について」によれば、「要請を受けた都道府県知事が管理する施設として政令で定めるものは、燃料、弾火薬等の緊急需要に備えての保管施設と装備品等の応急修理のための施設とすること」、すなわち軍需工場などを想定しなければならない。自衛隊法は自衛隊員のみでなく有事には国民、労働者を縛りそれに応じない者には、自衛隊法124条、125条、126条に罰則規定が明記された。ことに126条では従業員のみならず企業もその対象となるとされる。

また「武力攻撃災害」という概念が「国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）」（2004年9月17日）に登場する以前から、準用されている災害救助法施行令第10条にある医師、看護師をはじめ、土木技師、大工など建設業者、鉄道業者とその従事者、自動車運送業者及びその従事者、船舶運送業者及びその従事者、港湾運送業者及びその従事者まではすぐに動員される。

いま民間船員を海自「予備自衛官」にする問題がクローズアップされているが、1997年から実施されている民間企業の労働者を対象にした陸自「予備自衛官補」と「予備自衛官」（民間企業のこれによる欠員は予備自衛官希望者を期待されている）や「即応予備自衛官」（企業に一人あたり5万1万ほどの給付金）、さらに自衛隊を利用した企業研修、苦学生を対象にした「経済的徴兵」（奨学金返済が困難な学生を自衛隊は学資援助で入隊させる）等とともに、武器輸出を防衛装備移転と言い換え、大学での軍事研究、ODAの軍事転用とともに我が国は確実に「戦争準備」を進めている。5兆円余の軍事予算は社会保障や教育、福祉の削減で成立する。これは国民の「平和的生存権」はじめ諸権利と利益の侵害となる。

プロレタリアア川柳の鶴彬が「君よ見ろ、兵器工場の職工募集」（1927年）と表現したような光景がまもなく出現するのではないか。アベノミクスの

第三の矢は武器輸出と原発輸出を前提にする。国民の意識が政府の世論操作で次第に、中国の海洋進出には武力で対抗すべしという気分になり、中国同様に「戦争準備」は必要だという声が出かねない。自衛隊の海外派兵も戦争を放棄して、戦力を保持しない平和憲法を持つ国のやることではない。名古屋高裁のイラク訴訟判決（2008年）では「戦争準備行為」も争訟の対象になると断言した。

かつてフランス、日本の帝国が占領していた南シナ海や尖閣諸島を含む東シナ海で、中華帝国がいくら厄介でも知恵を出そう。米軍は本当に抑止力になりますか。そもそも戦争は労働ですか。万国の労働者 団結せよ！の理念はどこへ消えましたか。中国の港湾労働者や韓国の鉄道労働者と交流する労働組織は僅かにあるけれど、反戦の国際連帯もユニオン運動の大きな課題である。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令

平成16年11月27日  
厚生労働省令第110号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二七七号）第十七条第三項（第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令を次のように定める。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二七七号）第十七条第三項（第五十二条において準用する場合を含む。）の公用令書及び公用令書等様式の様式は、それぞれ別記様式第一から別記様式第三まで別記様式表の如きとす。

第一

この省令は、公布の日から起算して、

別記様式第一

雇用種別	姓	名	会社	住所	氏名	印
雇用種別	姓	名	会社	住所	氏名	印
別記様式第二項 別記様式第四項 別記様式第五項 別記様式第六項 別記様式第七項 別記様式第八項 別記様式第九項 別記様式第十項 別記様式第十一項 別記様式第十二項 別記様式第十三項 別記様式第十四項 別記様式第十五項 別記様式第十六項 別記様式第十七項 別記様式第十八項 別記様式第十九項 別記様式第二十項 別記様式第二十一項 別記様式第二十二項 別記様式第二十三項 別記様式第二十四項 別記様式第二十五項 別記様式第二十六項 別記様式第二十七項 別記様式第二十八項 別記様式第二十九項 別記様式第三十項 別記様式第三十一項 別記様式第三十二項 別記様式第三十三項 別記様式第三十四項 別記様式第三十五項 別記様式第三十六項 別記様式第三十七項 別記様式第三十八項 別記様式第三十九項 別記様式第四十項 別記様式第四十一項 別記様式第四十二項 別記様式第四十三項 別記様式第四十四項 別記様式第四十五項 別記様式第四十六項 別記様式第四十七項 別記様式第四十八項 別記様式第四十九項 別記様式第五十項 別記様式第五十一項 別記様式第五十二項 別記様式第五十三項 別記様式第五十四項 別記様式第五十五項 別記様式第五十六項 別記様式第五十七項 別記様式第五十八項 別記様式第五十九項 別記様式第六十項 別記様式第六十一項 別記様式第六十二項 別記様式第六十三項 別記様式第六十四項 別記様式第六十五項 別記様式第六十六項 別記様式第六十七項 別記様式第六十八項 別記様式第六十九項 別記様式第七十項 別記様式第七十一項 別記様式第七十二項 別記様式第七十三項 別記様式第七十四項 別記様式第七十五項 別記様式第七十六項 別記様式第七十七項 別記様式第七十八項 別記様式第七十九項 別記様式第八十項 別記様式第八十一項 別記様式第八十二項 別記様式第八十三項 別記様式第八十四項 別記様式第八十五項 別記様式第八十六項 別記様式第八十七項 別記様式第八十八項 別記様式第八十九項 別記様式第九十項 別記様式第九十一項 別記様式第九十二項 別記様式第九十三項 別記様式第九十四項 別記様式第九十五項 別記様式第九十六項 別記様式第九十七項 別記様式第九十八項 別記様式第九十九項 別記様式第一百項						

別記様式第一、三、五、七、九、十一、十三、十五、十七、十九、二十一、二十三、二十五、二十七、二十九、三十一、三十三、三十五、三十七、三十九、四十一、四十三、四十五、四十七、四十九、五十一、五十三、五十五、五十七、五十九、六十一、六十三、六十五、六十七、六十九、七十一、七十三、七十五、七十七、七十九、八十一、八十三、八十五、八十七、八十九、九十一、九十三、九十五、九十七、九十九、第一百項

# 駅のホームに可動式ホーム柵の設置を!!

2016年8月15日銀座線青山一丁目駅で起きた、視覚障害者の男性がホームから転落し、電車にはねられ死亡した事故の後、国土交通省は鉄道各社からなる検討会を設置し再発防止策の検討を進めている。

新聞紙上でも継続的に取材が行われ、この事故への市民の発言や投書が数多く寄せられています。

愛知視覚障害者協議会では、何年にもわたり駅のホームに可動式ホーム柵の設置を求める運動を続けています。目の見えない障害者にとって駅のホームは「柵干のない橋」と言われるほど危険なところなのです。これまで多くの方が転落し、命を落とされています。幸いにして命を落とすことがなくても、心身に大きな怪我を負ってきました。

愛視協ではこれまで、東海地方の大手鉄道会社4社に「可動式ホーム柵の設置を求める要請署名」を行ってきました。しかし、未だに理解を得るに至ってはいません。署名を受け取ってもらう事すらできない企業もありました。

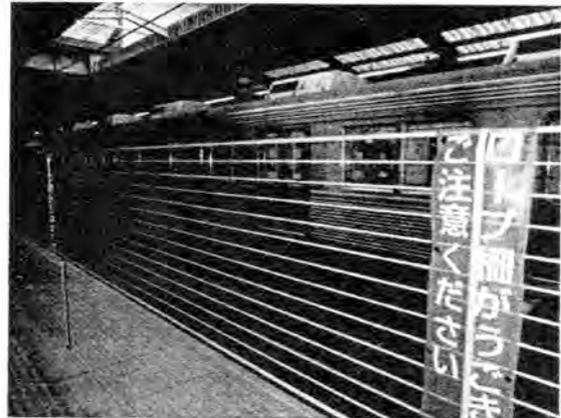
そのため現在は、鉄道に関する政策を決定する国土交通省に宛てて、可動式のホーム柵設置を推進するために、「補助金の充実をはじめ、実効ある対策を立て、すべての鉄道利用者の命を守って下さい」などの要請を点字と墨字で作成した署名用紙で、毎月1回金山総合駅の北口で署名活動を行っています。

本年5月27日には愛知健康センターなど支援する団体と共に、要請書5,000筆を持って要請を行いました。冒頭の事故はその直後に起きたもので、本当に残念でなりません。

国は、1日の利用者が1万人以上の駅は内方線付きブロックを、10万人以上の駅はホームドアを整備するよう鉄道事業者に求めています。

しかし、設置は今年3月末時点で全国約9500駅のうち665駅(7%)、10万人利用駅251駅のうち77駅にとどまっています。

牧野 三枝子



昇降式ロープ柵



昇降パー式

愛視協では2014年1月導入が検討されているいくつかの種類のを現地視察しました。車両ドアの位置の相違、費用の問題等で導入を急ぐあまり安全性に問題を残しては何もなりません。どのようなものを設置するのか、利用者の意見を聞く事はとても重要な事です。



ホーム柵が設置された地下鉄東山線・栄駅

# 新日鉄住金 名古屋製鉄所 黒煙問題は終わったのか

植木 日出男

## ○環境汚染が社会問題に

東京豊洲新市場が連日マスメディアを賑わせています。食の安全が問われる施設に関わらず約束した土壌汚染対策がおこなわれていないなど信じられない事態が起きています。

2001年に当時の東京都の石原慎太郎知事が、東京ガス跡地が土壌汚染されていることを知りながら、強引に豊洲を築地市場の移転先に決めたことに始まります。

2008年5月には豊洲新市場用地から基準の4万3千倍のベンゼンが検出しました。土壌汚染対策を迫られた都が設置した専門会議は2008年、批判を受けながらも土壌を掘削して4.5メートルの盛土を行う事で汚染物質を遮断することになっていましたが、今回、盛土もしていないことが判明し大問題になっています。土壌からは高濃度の発がん性物質ベンゼン、猛毒のシアン化合物、ヒ素などが検出されています。

## ○石炭を乾留時に発生する有害物質

東京ガスは石炭を乾留し発生するガスを生成してガスの販売をしていました。製鉄業は鉄鉱石から鉄を造るために石炭を乾留してコークスを作ります。新日鉄住金名古屋の黒煙も、この過程で発生するもので豊洲問題と類似したところがあります。



## ○黒煙発生事故

新日鉄住金(株)名古屋製鉄所は2014年6回の重大事故を発生させました。1月17日、1月20日、6月22日、7月27日は停電に伴う大規模な黒煙を発生する事故。5月8日は広範囲のベルトコンベア火災事故。9月4日はコークス石炭塔の爆発で製鉄所

の幹部を含め15名の重軽傷者がでました。4回目の事故ではトヨタ自動車のモータープール23000台にタールが飛散し、補償を余儀なくされました。一年間に6回の大事故に対して、市民は不安を大きくすると共に新日鉄住金の再発防止対策にも不信感を強めました。

## ○会社は事実を隠蔽し、不誠実な対応 !!

新日鉄住金は事故の復旧対策で、全国の事業所から名古屋製鉄所に応援を派遣しました。この時、会社と労働組合は労使協定を結び、工事が完了するまで関係者は一切口外しないと緘口令をひき事実をひた隠しました。

会社の幹部は記者会見などで、「黒煙は無害化後の煙」という説明に終始しました。新日鉄住金の『ばれなければ大丈夫』という隠蔽体質を表しました。

市民や従業員が、名古屋製鉄所の構内放送で「燃焼設備が破損し、ガスが大気放散されている為、屋外には出ない」こと、新聞記事も燃焼時の炎が確認されていないこと、消防庁特殊災害室も燃焼していないことを認めていることを連絡し、新日鉄住金は陳謝だけでなく、事実を報告するよう求めました。しかし新日鉄住金は最後まで「無害化後の煙」という主張を変えませんでした。

なぜ事実を隠蔽したかの理由は、無害化後のガスと無害化前のガスでは有害性が全く異なるためです。無害化前のガスには500種類ほどの化学物質が含まれていると言われてはいますが、無害化前と後では有害物質の含有量が違うからです。アンモニア333~1000倍、シアン化水素4.4倍~75倍、硫化水素60~150倍増加し、環境への悪影響が大きくなります。

## ○各自治体怒る

大村愛知県知事は、3回目の事故後に「再発防止をやるといってまた6月にあった。日本を代表し、地域の中核でもある企業が半年間に3回もトラブルを起こした。」と批判しました。2014年1月27

日東海市の鈴木淳雄市長は、名古屋製鉄所の酒本義嗣所長に「事故の再発防止及び安全管理の徹底について」申し入れしました。

8月5日愛知県、8月7日東海市がそれぞれ名古屋製鉄所に原因究明と再発防止策を求めました。

2014年9月30日、東海市市議会は議長名で「大規模事業所としての社会的役割と責任に対する信頼が揺るぎかねない、きわめて憂慮すべき事態」と原因の徹底究明や再発防止対策を求めました。



2014年7月28日 中日新聞

### ○愛知県警、家宅搜索する

2014年9月17日愛知県警は業務上過失傷害で、新日鉄住金名古屋製鉄所を家宅搜索、現場検証し、作業の手順や役割分担に関する書類など80点を押収しました。

### ○操業開始の了解はあったのか

15人が重軽傷を負った火災から2日、新日鉄住金の名古屋製鉄所(愛知県東海市)が生産を再開しました。「了解を得た」と名指しされた関係機関は困惑。急遽開かれた住民説明会の参加者はわずかだった。名古屋製鉄所は「規制行政当局に説明し、操業再開の了解を頂いている」と公表し、当局として、愛知県や愛知県警、半田労働基準監督署、東海市などをあげました。(2014年9月6日中日新聞)

本当に関係機関は操業開始の許可を出したのか、「許可の権限はない」という関係機関の釈明の中、事実関係が曖昧のまま操業は続けられ、現在に至っています。

### ○次々に発覚する環境汚染

製鉄業に関わる環境汚染は、粉じん公害、光公害、河川への油、酸、アルカリ溶液の流出など知られています。

最近、問題になった北海道室蘭市の公園の土壌から土壌環境基準の1400倍を超えるヒ素、23倍の鉛が検出された問題があります。登別市では、消防署施設建設予定地から、ヒ素、水銀、鉛、フッ素などが土壌汚染していることが発覚しました。いずれの場合も新日鉄住金が低湿地や地下に大量のスラグ埋土が原因と考えられています。

製鉄所から排出される鉄鋼スラグは、どの製鉄所でも発生しています。その再利用も私たちの生活全般(カラー舗装の原料、セメント原料など)で利用されています。しかし、管理方法が十分確立されていない、という指摘もあり今後も目を離せません。

### ○基幹産業としての役割を

「鉄は国家なり」との言葉がありますが、鉄鋼業は国の基幹産業の位置づけだけでなく、社会の発展も大きく支えてきました。鉄鋼業は使用するエネルギーも膨大です。地球の温暖化防止や人類の明るい未来に向けて真摯に生産活動を行う必要があります。

利益第一主義ではなくて、人類の英知を集めた経営が求められます。

### ○市民運動で安心、安全な環境を取り戻そう

環境対策の不備が次々と現れています。豊洲の汚染、室蘭製鉄所をはじめ、製鉄業の環境汚染など私たちを取り巻く環境問題は、いろいろと明らかになってきています。環境を守ることが私たちの暮らしを守るだけでなく、人類の未来にとってとても大切ではないでしょうか。私は日頃から、環境問題は企業、行政任せでなく、市民の厳しい監視が必要だと感じています。

みなさま共に頑張りましょう。

## 新日鉄住金(株)名古屋製鉄所 見学

日時:12月20日(火)9:00~16:00

会費:2,000(昼食代+バス代)

集合場所:金山駅南口

申込先:愛知健康センター

TEL:052-883-6966

## 「労働問題研究から見える労働者の現状」

桜井善行さん(愛知労働問題研究所)を聴講して

桜井さんの講演は、若い頃現場労働を経験したこと、「基礎研」(基礎経済学研究所)との出会い、長く定時制高校の教師をしていたこと、などの自己紹介から始まった。

### ○労働組合の現状と要因

過労死に代表される労働者は命を脅かされ健康を蝕まれ、企業は「ブラック化」し人間の尊厳すら失われている。労働組合の出番にも拘らず、その組織率は17%と低く衰退に歯止めがかからず争議は殆ど無い。組織労働者の多くは、民間大企業の正規雇用(ユニオンショップが主流)である。自覚的な労働者は更にその中の数パーセント程度であろう。特に若者の組織率が低い。

その要因としては、産業構造や雇用形態の変化もあるが、非正規が4割になったにも拘らず、だからこそ正規のエリート意識が強まる、根強い本工主義がある。現場組合員だけではなく「中流意識」に侵された労働組合幹部の存在がこれらの状況悪化に拍車をかける。



### ○労働組合と労働運動の活路

日本の支配者は長期的な視野に立った戦略で陣地を回復してきた。政治的左翼も含めて日本の左派は敗北したという事実の認識が必要だ。例えば労働組合の組織率は17%であり、国会での改憲勢力が3分の2を占めるなどの現状を素直に認めることから出発しなければならない。

ひどい状況を「危機」と捉え、そこから「希望」を切り拓いていく力が必要だ。この国にも元気な労働組合が存在する。例えば「運輸連帯関西生コン支

部」「私鉄総連中国広電支部」「東京東部労組」「東京土建」-----等々。特に次の世代に伝承し、後継者を育てていくために「炎」というより「火花」が消えないうちに労働相談、争議支援、学習活動、こうした最も基本的なことを積み重ねながらやがては荒野を焼き尽くすことが出来る体力の養成を目指すべきであろう。

### ○講演で最も印象深く聞いたこと

長く若者と接してきた教師として、労働運動研究者としての経験から言及した以下2点の指摘を私は印象深く聞いた。

① 戦争法反対でSEALsのような若者も出現した。だが、依然若者の間では特殊な存在ではないだろうか。より多くはネット社会で、反体制はアカ、北朝鮮といった(ネトウヨ)の言動に影響を受けている。多くの若者は社会との接点を見出せず、劣化した危険な文化状況に置かれている。その究極が先日の相模原での障害を持つ人への殺人事件であろう。

労働現場だけではなく社会には、ほんとうは手を取りあわなければならない人がたくさんいる。若い人たちの間に入っていく努力は欠かせない。私たちがやらなければならないこと、次の世代に伝えていくべきことはたくさんあると思うのだが何をなすべきか、何から始めるべきか皆さんと考えていきたい。

② これまでの労働運動研究の対象は大企業の男性の正規労働者が対象であった。著名な学者を揃えた東大社研も例外ではない。非正規問題に向き合うのもつい最近、90年以降のことである。労働問題研究も権威主義・冷戦時代の影響を受けてきたが、今も露払いされたとはいえない。個人的見解としてはここから解放されないことには、研究の未来はないと思う。

柿山 朗

# 戦争法強行から1年、全印総連が産別統一ストライキ行動

柿山 朗

○京都地連では2年連続のストライキ

全印総連本部定期大会のスト行動の提起を受けて、京都地連では各単組・支部でスト権を確立した。ストライキ決行の9月20日はあいにく台風16号が近畿圏を直撃、急遽行動予定は変更されたが、ストライキは多くの組合員の参加を得て成功した。

まず京都機関紙労組は早朝社前ピラマキを行い、12時30分から時間内食込みの集会を開催。13時、三嶋委員長が「今からストライキに入ります」と宣言した集会には、指名ストライキで参加した個人加盟支部組合員を始めとした仲間が加わり、26名が結集した。15時30分からは、地連のストライキ集会を開催。加盟単産に参加を呼びかけた京都総評梶川議長以下、各単産、単組の仲間が、嵐の中結集した。梶川議長からは、南スーダンへの自衛隊派遣が具体化されようとしている中で、今後の闘いの方向性について提案があった。集会はプリントバック京都分会の労働委員会救済命令報告集会へと引き継がれ、最後を指名ストで参加した中川紙宗分会柳瀬分会長の「団結ガンバロー」で締めくくった。

(印刷出版労働者・9月25日号より抜粋)



「ユニオンと連帯する市民の会」もこの連続行動に積極的に加わっています。

昨日は雨天にも拘らず2,000名が結集しました。名古屋市の繁華街をパレードしながら「安倍政権の狙いを見抜きましょう。職場、地域、学園で学び語り合いましょう、あなたのまわりに声を掛けましよう、日本国憲法通りの日本を作っていくのは私たちです」という集会決議を道行く人々に訴えました。

ところで、先の参議院選挙で勝利した自民・公明連合政権は国民の信を得たとして選挙の争点から外した戦争する国づくりや労働者の基本的権利（解雇の自由化、残業代不払い、非正規労働の拡大など）の剥奪などを強行しています。そして反政府運動弾圧を弾圧する現代の治安維持法である共謀罪の成立を企んでいます。

この反動攻勢に立ち向かう労働組合の役割が問われています。政治情勢を転換するためには労働者・労働組合が先陣をきり、この間の運動で大きな役割を果たしてきた市民の方々と一層の連帯を広げ新たな国民的な運動を作っていくことが歴史的な課題になっています。

久しく労働組合ナショナルセンターは経済ストを始め政治ストを打って政府や資本と闘う基本権を行使してきませんでした。この時、戦争法強行採決から1年後の9月20日に産別統一行動として敢然と政治ストを決行された



皆様方の先進性的な活動に心から敬意を表すとともにこれが契機となって各地に広がっていくことを願い連帯のご挨拶を送ります。

2016年9月20日 ユニオンと連帯する市民の会

代表 近森 泰彦

## ○市民の会から連帯メッセージ

全印総連 村上京都地連執行委員長 殿

戦争法強行一周年の昨日(9月19日)、「安倍内閣の暴走を止めよう！あいち集会」がもたれました。

### ○波紋は拡がり、必ず高くなる

全印総連の産別統一行動へ向けて中心的な役割を担った井上俊幸さん（本部中執・京都地連副委員長）は『安倍政権を“異常”となじるのであれば、仲間が次々と犠牲になりながらもストライキで抵抗もしてこなかった世界でも稀な日本の労働組合

の“異常”がそれを許してきた一要因であると厳しく自問する必要がある。労働組合の本来の力が組織され発動されれば、大きく政治情勢は切り開けるはずだ。今回のストを契機に福祉保育労（12,000名）も戦争法廃止のストライキ権確立・行使に向ける方針のようだ。波紋は確実に拡がっているし、波紋は必ず高くなる』と手応えを語ってくれた。

### 出版物紹介

## あいちキャラバン2016報告集

# 『わたしが変わる政治を変える未来が変わる』

（あいちキャラバン実行委員会発行）

7月の参議院選挙は安倍政権側の圧勝という残念な結果になったが、創意ある新しい運動が表れた。市民と既存の団体・組織の連帯、さらにこれに若者・学生がシールズを組織し共同の幅を大きく広げたこと、共産党の柔軟な姿勢も歓迎された。この経験を踏み台に次への飛躍が期待されている。

日本の選挙運動は、市民が運動に参加することを権力は罪として封じてきた。「演説に来てください！」という呼びかけが「たちばな事件」という犯罪にされ、公務員住宅にチラシを配布したことで罰せられ、街頭でビラを貼ったことで私の先輩、塩川さん（中部電力OB）が逮捕されるなど目に余るものがある。

選挙期間中の戸別訪問は禁止、生徒に時代の真実を語ることもダメ、とても先進国といえない。このパンフレットは愛知で実際に取り組んだ「落選運動」の記録である。

2013年5月、政治を考える市民の会を49人の賛同者で立ち上げた。政党支持ではなく政策実現運動を掲げ、当初は政党・政治団体の訪問対話から活動を始めた。やがて「政党・政治団体と市民の討論会」に発展し、今回の選挙では、街頭に打って出て「白・公の落選」運動へと一歩も二歩も前進した。初めての経験でしたが名古屋市を皮切りに、瀬戸、西三河、奥三河、東三河、渥美半島、知多半島、日進、長久手、東郷、尾張と県内を一巡した。

共同代表の池住さんの献身がみなさんを鼓舞し最

後までやり遂げる力となり、はせ参じてくれた方の協力をえて所期の目的を果たすことができた。費用は全てカンパ、東海民衆センターが宣伝カーを提供、22日間の全記録がこのパンフレットに詰まっている。今、次の選挙に向けて「平時」の活動として各政党・政治団体の綱領の学習などに取りくむことを予定している。「ユニオンと連帯する市民の会」の阪野さんが事務局長として活躍されたことを付記しておく。

近森 泰彦



# 無謀！関西電力高浜1、2号機寿命延長20年

## 元、火力発電所配管修理屋の一言

原子力規制委員会は6月20日、運転開始から40年の高浜原発1、2号機（各86万kW）の運転延長20年を廃炉になる直前に承認しました。規制委員会は日程内にOKを出すために市民の意見を聞くべきパブリックコメントを省きました。（中日新聞、6月21日）事故の被災が及ぶ愛知県でも有志が原告団を結成して4月14日、「高浜原発40年廃炉・名古屋訴訟」を名古屋地裁に提訴しました。私の現場体験から発電所の配管材の劣化などについて書いてみました。火力発電で発生する蒸気は原子力発電所よりはるかに高温高压です。新鋭火力は300 kg/cm<sup>2</sup>、540℃級の厳しい条件、たいして原子力発電所は40 kg/cm<sup>2</sup>、300℃台とかなり低位です。使用する鋼材は温度によって決まります。JIS規格によれば通常350℃までは一般的な炭素鋼、それを超えると合金鋼を使うことになっています。金属材料は時間経過とともに劣化していきます。

一般的な劣化分類は①腐食②浸食③亀裂④脆化



（組織変化）などです。腐食から説明します。湿気や水（海水）に触れているところは局部電池作用によってマイナス局側が溶け出して減肉が進行しやがて穴が開きます。コンクリート表面の亀裂から入った水によって鉄筋が腐食し体積が膨らんでコンクリートをはがす事故がトンネルなどでしばしば起きています。同じ現象です。防錆塗装や防食電池などで防ぎます。浸食は配管内部の流速に影響をうけます。曲管部、流速測定用のオリフィス設置部など口径変化部で浸食原因となる渦流が生じます。浸食が始まると加速的に進行します。これは該当箇所が多いので管理するのが大変です。時々館内に残った異物が原因となる場合もあります。亀裂（クラック）は局部的に応力が集中しやすいところで発生します。配管は運転中、とりわけ起動・停止操作時に局部的に力の集中するところにおきます。配管溶接部、

配管曲がり部、管のサポートやハンガーの損傷個所などが要注意力所になります。発電所の配管総延長は10kmを超えます。とりわけ原子力発電所は壁で仕切られたところが多くサポート部の点検は要点になります。ざっとですが炭素鋼は100℃の温度変化で1mあたり1mm伸び縮みします。100mの配管なら10cmになります。この一変化を吸収する役目をサポートはもっています。原子力発電所は原子炉とその周辺部で合金鋼が使用されています。オーステナイトステンレス鋼（家庭用ステンレス流し台に使用）をベースにニッケル、クロム、バナジウム、チタンなど重金属類を加えて強くしています。火力原子力発電技術協会はJISに基づき規定しています。

原子力発電所の寿命は原子炉の脆化レベルで決まります。脆化は材料の組織変化によって生じます。人間も年を取ると体が硬くなり転んで骨折をする危険が大きくなります。原子炉も同じで長年の使用中に組織の粘りが減少して固くなり小さな衝撃で破損する危険が増してきます。この組織の「硬さ」を測定するために原子炉にテストピースを入れています。定期点検毎にこのテストピースを取り出して破壊試験で脆化度を測っています。高浜はこの値がどの程度まで進行しているかわかりませんが限界値である100℃近くになっているのは間違いありません。玄海1号機は100℃を超えこれが致命傷になりました。事故発生時、ECCSが作動し冷却水を噴射、原子炉を急停止させますがこの冷却水によって熱い原子炉が急冷され割れてしまう恐れがあります。規制委員会の判断はいかかなものでしょうか。関電の言い分を鵜のみにしていますがその時は「想定外」で逃げればよいと思っているのでしょうか。関電は過去にも死者を出す事故を美浜原子力1号機で起こしています。また定期点検費を大幅に削減して本来点検すべきところを省き、「記録」を手書きしてごまかした前科があります。

ソーラー、風力、地熱など自然エネルギーによる発電が2014年を境に世界の主流になっていると環境問題の研究者で知られるレスター・R・ブラウンが述べています。世界の孤児にならないよう裁判官の英断を期待しています。

近森 泰彦（NPO エネルギー労働者連帯する会）

# 長時間労働規制の法律をつくれ！

＝後を絶たない過労自死＝

近森 泰彦

電通の新入社員、高橋さんが昨年12月に入社9ヶ月、24歳で長時間労働とパワハラで自死された。

1991年8月には入社2年目の大嶋一郎さん(24歳)が同じ状況で自死されている。ワタミの森さんも24歳で同様に過労自死された。

長時間労働に加えて上司によるパワハラ(いじめ)で若い命を奪われた。

電通では、大嶋さんの父親が提訴し、長い裁判闘争を経て2000年8月、最高裁で電通の安全配慮義務違反を認める判決を

くだした。しかし電通の謝罪はうわべだけのものだった。2013年には病死した男性が過労死として認定されている。「超優良企業」電通



に埋め込まれた負の遺伝子は継承されていて、また同じ犯罪を繰り返した。

2014年6月に過労死遺族、過労死弁護団、働く者の健康センターの運動等の長期の運動が実って「過労死防止対策基本法」が成立した。運動の先頭に立ち、現在「全国過労死家族の会」代表を務める寺西恵美子さんは「過労死は増え続け、近年は若年層に広がっている」と政府と企業に実効性のある対応を迫っている。

過労死ラインとされる月80時間を超え残業した社員がいる企業の割合は25%を超えている。ここに過労死予備軍がひろがっているとみて差し支えない。問題は政府の姿勢である。安倍総理は長時間労働の規制を言いつつも、「日本を世界で一番企業が活躍しやすい国」にすると本心をさらけ出して憚らない。

労働基準法では、労働者を、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて労働させてはならない。また休憩時間を除き1日8時間を超えて労働させてはならない。(労基法32条)と使用者を規制している。ところが業務上やむをえない「理由」がある場

合、使用者は36協定(労基法36条)を労働組合と結べば、時間外、休日労働を思いのままに命じることができる実質的な青天井の労働時間が放任されている。つまり日本には長時間労働を規制する有効な法律がないのだ。フランス、ドイツでは週35時間労働制に移行、残業が必要な場合、会社は本人に直接命令することは禁じられていて労働組合に対して申し入れ了解を得た場合残業ができる。また、EU基準には、今日の労働終了から翌日の労働の始まるまで11時間の間隔を置かなければならないという決まりがある。フランスの電力労働組合(CGT)と交流したとき年次休暇とパカンス休み、さらに病気休暇が有給で保障されていることを聞き、同じ資本主義の国でありながら雲泥の差を思い知らされた。愛知労働問題研究所のドイツ労働者と交流に参加した折、仕事を終えた彼らが近くの家菜園に出かけ日没の遅い夏の午後、家族や友人とゆったりと過ごす場面を印象深く思い出す。

ところで「過労死防止対策基本法」の施行後、厚労省は年に1度、条件の整った都道府県単位で「過労死防止対策推進シンポジウム」を開いている。昨年は29、今年は45都道府県で開かれる。主催は厚労省、これに過労死防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会の三者が協力団体に加わっている。今年は11月23日にウイリアムあいちで開催される。厚労省はこの企画を、(株)プロセスユニークという民間企業に委託しているが、労働基準局がイニシアティブをとらなくていいのか？委託先に電通の名もあがっていたようだ。年に一回、民間企業に委託してシンポを開くだけでは効果がないことを実態が示している。

労働基準法に罰則を伴った残業規制と時間外手当の大幅増額を書き込みすべての企業を横一線で縛る、この点を外して集会を行うだけでは意味をなさない。この間にもトヨタなど大企業は新たに労働時間に規制されず労働者に目標達成を課す裁量労

働など新たな対応を広げている。労働組合はどうか？労働組合の役割が問われている。

大企業の企業内労働組合は労災事故を含め「組合員個人の問題は扱わない」と言って恥じない。労働組合の初歩



的役割を放棄して労働組合と名乗っていいのか？そもそも論を述べれば、労働者一人で会社と対等に話ができないところを解決するために長い時間をかけてたたかい取ってきた社会的な制度が労働組合である。大企業「労働組合」の劣化は著しい。そのためか人づてを頼ってボランティア組織である「NPO愛知健康センター」を訪ねてこられる方は後を絶たない。 近森泰彦

## 労働裁判 その現状 デンソー裁判

デンソーに期間工として3年間勤めていた高比良さんは、2009年に機械が故障して、不良が多い状況の中で一人作業をさせられて怪我をしました。

2010年、愛知労働局は高比良さんの労災を認めた為、2011年全トヨタ労働組合に加入して団交に望みましたが「会社には責任はない」と対応され、やむなく名古屋地裁にデンソーの「安全配慮義務違反」を訴え提訴しました。

しかし、今年3月29日、名古屋地裁は原告の請求棄却という不当判決を下しました。「作業が過重だと評価できず、デンソーに安全配慮義務違反があったとは認められない」という会社の主張を採用したのです。

この後9月29日、高裁裁判長は地裁判決を踏襲したうえ、中京大学名誉教授の中川武夫医師の意見書も無視して、会社の安全配慮義務違反がなくても事故は発生すると述べ、デンソーの責任を免罪しました。



愛知の裁判所では、職場のラインで発生した障害でさえ、企業の安全配慮義務を認めない現状なのです。裁判所に対する運動の強化がないと、現在の裁判所を変えられません。共同行動を強化する対応が求められています。 植木 日出男

### 【当面の日程】

- 11月：◆ 9日(水) 13時10分～ 第一交通裁判(スラップ訴訟証人尋問) 名古屋地裁
- ◆ 12日(土) 10時～ 愛知争議団総会(労働会館)
- ◆ 14日(月) 13時～ 第一交通労働委員会(県労委)
- ◆ 16日(水) 10時～ 栄総行動
- ◆ 20日(日) 13時30分～ リニア新幹線 市民講座(日本特殊陶業市民会館3階)
- ◆ 21日(月) 11時 第一交通裁判(残業代未払) 名古屋地裁
- ◆ 23日(水) 13時30分～ 過労死等防止対策推進シンポジウム(ウィルあいち 大会議室)
- ◆ 30日(水) 11時～ トヨタ過労死裁判 名古屋地裁

#### ■□ 事務局連絡先 □■

〒456-0006

名古屋市熱田区沢下町9-3

労働会館本館306号 健康センター内

Tel&(fax): 052-883-6966(6983)

メール: sfl7wtq@tg.commufa.jp

1部 100円

### ユニオンと連帯する市民の会

お願い! 原稿、感想、情報、意見をお寄せ下さい。

本年度の会費・カンパの振込をお願いします

振込先

郵便振込

口座番号: 00820-7-169123